平成 28 年 2 月 4 日

各　　位

会 社 名　富 士 変 速 機 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　國米　利政
（コード番号　6295　　名証第 2 部）
問合せ先　取締役管理本部長　井本　明
（TEL. 058－271－6521）

支配株主等に関する事項について

当社の親会社である立川ブラインド工業株式会社について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

１．親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他関係会社の商号等

（平成 27 年 12 月 31 日現在）

名称	属性	議決権所有割合（%）			発行する株券が上場されている金融商品取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
立川ブラインド工業株式会社	親会社	55.56	0.00	55.56	株式会社東京証券取引所市場第一部

２．親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

（１）　親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

当社は、立川ブラインド工業株式会社を親会社とするグループの 1 社として、減速機関連事業、駐車場装置関連事業、室内外装品関連事業を展開しており、一部減速機を電動ブラインドの部品として親会社へ販売しております。また、可動間仕切等の製造を行い親会社へ販売しております。

立川ブラインド工業株式会社は、当社の議決権の 55.56%を所有しております。

親会社との人的関係につきましては、当社の社外取締役１名と当社の社外監査役 1 名が親会社の従業員であります。

（役員の兼務状況）　　（平成 27 年 12 月 31 日現在）

役　職	氏　名	親会社等又はそのグループ企業での役職
社外取締役 （非常勤）	山岸　万人	親会社　立川ブラインド工業株式会社 技術本部技術開発部長
社外監査役 （非常勤）	蓮井　隆之	親会社　立川ブラインド工業株式会社 監査室長

（注）当社の取締役 6 名、監査役 3 名のうち、親会社との兼任役員はおりません。

（就任理由）

社外取締役は、職務執行の監督機能を強化し経営の透明性を確保するため、また、取締役会の一層の活性化を図るため、社外監査役は、独立性および客観性を確保し、コーポレート・ガバナンスの機能強化・充実を図ることを目的に就任を要請したものであります。

（出向者の受け入れ状況）　　（平成 27 年 12 月 31 日現在）

部門名	人数	出向元の親会社等又はそのグループ企業名
製造部門	1 名	親会社　立川ブラインド工業株式会社
管理部門	1 名	同　上

（注）平成 27 年 12 月 31 日現在の当社の従業員数は 197 名であります。

（出向者受け入れ理由）

出向者は、事業体制の強化を目的に、親会社から 2 名を受け入れております。

（2）　親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスク及びメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社と親会社は資本・人的面で重要な関係にありますが、当社の事業活動や経営判断においては独自に意思決定を行っております。

（3）　親会社等からの一定の独立性の確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、製造した減速機の一部と可動間仕切等を親会社へ販売しておりますが、その取引は親会社以外の企業との取引条件と同様のものとなっております。当期における親会社への販売高は、当社全体の 7.7%であります。

当社は、親会社およびその企業グループ各社との良好な協力関係を継続しながら、当社の企業価値を高めてまいりますが、親会社の企業グループとは事業が棲み分けされており、積極的な営業活動の展開により、親会社の企業グループ以外の新規顧客開拓等を進めております。

（4）　親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は、親会社の企業グループの一員として協力関係を維持しながら事業展開をしておりますが、親会社の企業グループとの事業の棲み分けがなされており、親会社の従業員が当社の社外取締役を兼務している状況、親会社から出向者の受け入れがある状況については、経営判断を妨げるほどのものではなく、当社の業務執行は常勤取締役を中心に独自の経営判断の下で行われており、上場企業としての独立性が確保されていると認識しております。

3．支配株主等との取引に関する事項

平成27年12月期（自　平成27年１月１日　至　平成27年12月31日）

会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
立川ブラインド工業株式会社	製品の販売	減速機、可動間仕切等の販売	497,296	受取手形及び売掛金	277,885
		工事の請負	994	受取手形及び完成工事未収入金	644

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売価格は、総原価及び競合品の価格等を総合的に勘案し、価格交渉の上、その他の一般取引条件と同様に決定しております。なお、決済条件は手形であります。
2. 工事の請負金額は、個別物件ごとに仕様に基づき積算された見積原価をもとに、折衝の上、その他の一般取引条件と同様に決定しております。なお、決済条件は現金及び手形であります。

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と親会社との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないように適切に対応しております。

以　上